

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (監査委員事務局受付日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 8 年 3 月 26 日	<p>三重県政策企画部に関する住民監査請求 (令和 8 年 3 月 26 日)</p> <p>みえ県民 1 万人アンケート業務に係る 委託費 7 9 3 万 7, 6 0 0 円を支出し てはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍住民がアンケートの対象とな っていないことは、地方自治法第 1 0 条及び「差別を解消し、人権が尊重さ れる三重をつくる条例」に反する。 ・ 三重県民 1 万人アンケートの外国籍 の職員の採用についての設問は三重県 知事の意向によってのみ後出しで追加 されたものであり、三重県知事の裁量 権逸脱濫用が認められる。 ・ 本件監査は法的な専門知識を有する 外部監査員が担当すべきであり、監査 委員の監査に代えて個別外部監査契約 に基づく監査によることを求める。 	政策企画部